

雇児発1219第1号  
社援発1219第16号  
平成26年12月19日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の公布について（通知）

このたび、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）第8条及び第73条の規定に基づき、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する省令（平成26年厚生労働省令第140号。以下「経過措置省令」という。）を制定し、本日、公布され、その一部が施行されました。

条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

経過措置政令及び経過措置省令の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の市区町村並びに関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願

います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 児童福祉法の一部改正に伴う経過措置

#### (1) 児童手当法の規定の適用についての技術的読替え（経過措置政令第1条関係）

整備法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第56条の規定により新設された代行徴収について経過措置が置かれたことから、整備法による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第2項及び第22条第1項に定める市町村の当該代行徴収についても、同様の経過措置が適用されるよう、技術的な読替えを行うこと。

#### (2) 保育所の設置の認可に関する認可等の要件に関する経過措置（経過措置政令第2条関係）

保育所の設置の認可の申請をする者の法的安定性及び予見可能性を保護するため、児童福祉法における保育所の設置の認可に係る欠格事由の新設に伴い、行為時に適法であった過去の行為について、欠格事由の適用による不利益が及ぶことを避けるため、新設の欠格事由は、整備法の施行後に行為を行った者について適用することとする。

そのため、新児童福祉法に基づく保育所の認可の申請に係る欠格事由については、施行日前に欠格事由に該当する行為を行った者について適用しないことに留意すること。

#### (3) 準備行為（経過措置政令第3条関係）

整備法の施行日前においても、地方公共団体が、条例の制定等、整備法の施行のために必要な準備行為をすることができる旨規定すること。

なお、新児童福祉法に基づく認可については、施行日前に認可をすることはできないことに留意すること。

#### (4) 条例の制定に関する経過措置（経過措置政令第4条関係）

家庭的保育事業等の認可基準等については、地方公共団体が条例により定めることが必要となるが、新制度施行時において、施行日から起算して一年を超えない期間内において当該条例が制定施行されるまでの間は、厚生労

働省令で定める基準（※）を条例で定める基準とみなす旨の経過措置を規定すること。

（※）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

## 2. 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置

### （1）経過措置を規定する趣旨について

幼保連携型認定こども園については、「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（平成24年8月31日付府共生第678号・24文科初第616号・雇児発0831第1号）第二第2の7（2）のとおり、単一の設置主体によって運営される必要がある。

このため、社会福祉法人が経営する保育所又は幼稚園が学校法人に事業譲渡され、当該学校法人がこれらの施設を経営することとなる場合や、学校法人が経営する保育所又は幼稚園が社会福祉法人に事業譲渡され、当該社会福祉法人がこれらの施設を経営することとなる場合、さらに、これらの施設を基として社会福祉法人又は学校法人が幼保連携型認定こども園を経営する場合等が想定される。

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）は、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と退職手当共済契約を締結し、その経営する共済契約対象施設等（※）に従事する職員の退職手当給付を行う制度であり、今般の幼保連携型認定こども園への移行に伴う事業譲渡等により、施設の経営主体に変更が生じることから、所要の経過措置を設ける必要がある。

（※）児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所等のほか、整備法第29条による共済法の改正により、新たに幼保連携型認定こども園が対象に追加される予定。

### （2）定義規定（経過措置政令第5条関係）

経過措置政令第6条及び第7条に規定する経過措置に関し、「元公布時社福経営共済施設」、「公布時学法経営旧保育所」等の用語の定義を規定すること。

### （3）社会福祉法人が経営する共済契約対象施設等であった保育所等を学校



法人が経営する場合に関する経過措置（経過措置政令第6条関係）

幼保連携型認定こども園を設置するため、社会福祉法人から学校法人に保育所又は幼稚園の設置主体が変更される場合において、当該社会福祉法人の使用していた職員が退職手当共済契約の被共済職員であった場合、設置主体の変更により当該職員は退職手当共済制度の対象から外れ（共済法第2条第5項）、退職手当金の算定基礎となる勤続年数が継続されないことになる。

このため、幼保連携型認定こども園を設置するため、社会福祉法人から学校法人に保育所又は幼稚園の設置主体が変更される場合において、当該社会福祉法人の使用していた職員が退職手当共済契約の被共済職員であった場合、当該職員（※）に関し、当該学校法人を機構と退職手当共済契約を締結することができる経営者とみなすものとする。

（※）学校法人のうち、この経過措置により共済契約を締結した後、当該共済契約を解除し又は解除されたものに使用される職員である場合を除く。

（4） 学校法人が経営していた保育所等を退職手当共済契約を締結している社会福祉法人が経営する場合に関する経過措置（経過措置政令第7条及び経過措置省令関係）

退職手当共済契約を締結している社会福祉法人の経営する共済契約対象施設等については、その業務に常時従事することを要する職員は全て当該退職手当共済契約の被共済職員となることとされている（共済法第2条第11項）。この場合、幼保連携型認定こども園を設置するため、学校法人から社会福祉法人に保育所又は幼稚園の設置主体が変更される場合において、学校法人の使用していた職員のうち、各都道府県において組織されている私立学校退職金団体の実施する退職手当資金給付事業の対象となっている者等についても、新たに退職手当共済契約の対象としなければならないこととなる。

このため、社会福祉法人の経営する保育所又は幼稚園（これらを基として幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされる場合又はこれらを廃止して幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けている若しくは受けようとする場合に限る。）及び幼保連携型認定こども園に従事する職員のうち、学校法人に使用されていた職員であって、次の事情により当該社会福祉法人に使用されることになった者については被共済職員でないものとするものとする。

① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けた幼稚園の廃止及び設置者の変更

② 児童福祉法第35条第12項（※）の規定による承認を受けた保育所の休止又は廃止

（※）保育所の休止又は廃止については、整備法による改正により児童福祉法第

35条第7項から同条第12項に改められる予定。

(5) その他

この経過措置の対象となる共済契約者に対しては、機構から具体的な手続等について連絡を行う予定であること。

なお、「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の取扱いについて（依頼）」（平成26年12月19日26高私行第10号）により、(4)により被共済職員とならない職員について、私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の対象とし、勤続年数を通算できるよう、私立学校退職金団体の規程改正が文部科学省から各都道府県私学主管部局に対して依頼されていること。

これらにつき、機構及び各都道府県私学主管部局と協力の上、この経過措置に基づく退職手当共済契約の締結や、私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業等が円滑に実施されるよう留意願いたい。

3. 施行期日

(1) 経過措置政令

整備法の施行の日

ただし、第3条（新児童福祉法を施行するための準備行為）及び第5条から第7条まで（幼保連携型認定こども園に係る社会福祉施設職員等退職手当共済法の適用に関する経過措置等）の規定は、公布の日。

(2) 経過措置省令

公布の日

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料)【参考資料1】経過措置政令及び経過措置省令の条文（官報掲載版）

【参考資料2】読替表

【参考資料3】第6条・第7条の参考資料

【参考資料4】「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の取扱いについて（依頼）」（平成26年12月19日26高私行第10号）

本件担当：

(経過措置政令第1条～第4条関係)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111 (代表) 内線 7920

FAX：03-3595-2674

(経過措置政令第5条～第7条及び事情省令関係)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

TEL：03-5253-1111 (代表) 内線 2865

FAX：03-3591-9898